

平成27年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本原子力研究開発機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は5,091件、契約金額は1,532億円である。また、競争性のある契約は4,821件（94.7%）、1,199億円（78.3%）となっている。平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は0.3%の増、金額は16.2%の増）が、主に「もんじゅ改革」の一環として、契約手続の合理化の観点から、もんじゅの設備・機器の点検・保守に係る契約について、平成26年度から、もんじゅ設備機器の製作及び点検・補修を実施してきた4メーカーと競争性のない随意契約にて複数年かつ一括契約を実施し、また、平成23年度に複数年契約した核物質防護警備について平成25年度に契約が満了となったことから、平成26年度に改めて複数年契約を締結したことが要因である。

表1 平成26年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(88.4%) 4,430	(88.9%) 1,930	(87.9%) 4,473	(71.0%) 1,087	(-1.0%) 43	(△43.7%) △843
企画競争・公募	(6.6%) 332	(5.6%) 121	(6.8%) 348	(7.3%) 112	(4.8%) 16	(△7.4%) △9
競争性のある契約（小計）	(95.0%) 4,762	(94.5%) 2,051	(94.7%) 4,821	(78.3%) 1,199	(1.2%) 59	(△41.5%) △852
競争性のない随意契約	(5.0%) 249	(5.5%) 120	(5.3%) 270	(21.7%) 333	(8.4%) 21	(177.5%) 213
合計	(100%) 5,011	(100%) 2,171	(100%) 5,091	(100%) 1,532	(1.6%) 80	(△29.4%) △639

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 日本原子力研究開発機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 2,253 件 (53.8%)、契約金額は 376 億円 (39.8%) である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数割合が大きくなっている (件数は 10.3%の増、金額は 11.2%の増) が、主に原子力研究に係る特殊物品の調達及び実質的に製造した企業のみが履行可能な装置の点検に係る調達が増加したことが要因である。また、汎用性・市場性のある調達についても、一部、一者応札になっていることも要因である。

表 2 平成 26 年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2 者以上	件数	2,356 (56.5%)	1,932 (46.2%)	△424 (△18.0%)
	金額	1,243 (71.4%)	569 (60.2%)	△674 (△54.2%)
1 者以下	件数	1,811 (43.5%)	2,253 (53.8%)	442 (24.4%)
	金額	499 (28.6%)	376 (39.8%)	△123 (△24.6%)
合 計	件数	4,167 (100%)	4,185 (100%)	18 (100%)
	金額	1,742 (100%)	946 (100%)	△796 (100%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

(1) 適正な調達手続の確保

平成 27 年度においても、最低公告等期間の延長 (10 日から 14 日、総合評価落札方式及び企画競争では 20 日)、業務請負等の受注者準備期間の十分な確保、過度な入札条件の禁止、応札者に分かりやすい仕様書の作成、競争参加資格者の拡大、電子入札の活用、入札説明書や仕様書のホームページ掲載及びメールマガジンによる調達情報の配信等の取組等を継続し、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることで、より適正な調達を目指す。

また、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、必要に応じて対策を講じることとする。

更に上記の取組を踏まえつつ、連続して一者応札・応募が継続している契約案件等についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。

【評価指標：一般競争入札における一者応札 50%以下】

【評価指標：落札率 100%の削減】

(2) 一括調達・単価契約の推進

環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる経費節減を図るとの理由から、平成 27 年度においても、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続していくことにより、経費削減を目指す。

【評価指標：主要品目における平成 26 年度の契約実績単価以下】

(3) 職員等のスキルアップ

契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。【評価指標：開催回数 1 回以上/年】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件について、平成 27 年度においても、事前に法人内に設置されている契約審査委員会等（総括責任者は契約部長）により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を継続して実施する。【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、調達に関する相互牽制機能を構築している。また、懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施している。また、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施している。平成 27 年度においても、その取組を継続する。加えてリスクマネジメントを推進し、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じることとする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 総務部長、契約部長

メンバー 財務部長、契約部次長、研究連携成果展開部長、国際室長、

J-PARCセンター 業務ディビジョン長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。これに関連して、平成 27 年度においても、理事長が定める基準（随意契約判断基準「特命クライテリア」）、2 か年度連続の一者応札・応募案件、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に定められた入札及び契約の適正化などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要の公表について継続して実施する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、日本原子力研究開発機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。